



Washington D.C. Political and Economic Report

ワシントン情報 (2008/No.13) 2008年4月25日

三菱東京UFJ銀行ワシントン駐在員事務所長

Tomoyuki Oku 奥 智之

(202)463-0477, toku@us.mufg.jp

無線認識技術(RFID)を巡るプライバシー問題：米国内の規制強化の動き

米国では近年、小売り・流通部門において、無線周波認識 (RFID) 技術を利用することによりビジネスの効率化を図ろうとする動きが広まりつつある。ウォルマートを初めとする小売業やそこに納品するサプライヤーは近年、流通システムの効率化・高度化を目指して IC チップ (RF タグの一種) を装着したシステム構築に積極的に取り組むようになってきた。RFID の普及は、このような小売業による商品管理の他に、将来的には製造業におけるサプライチェーン・マネージメント、食品の生産地・加工過程などのトレーサビリティ (追跡可能性)、店舗における盗難防止などでの高度な効率化に貢献するだろうと期待されている。

その一方で、RFID の普及は個人情報への容易なアクセスを可能とすることから、それによって生じる個人のプライバシー侵害に対して懸念が高まっている。このような懸念から、米国ではすでにいくつかの州で、RFID の使用にあたって個人プライバシーを保護することを目的とした規制強化の動きが進みつつある。今回のワシントン情報では、日本でも注目されている RFID 技術の使用を巡っての、米国におけるプライバシー保護規制強化の動きについて報告する。

【ビジネス効率化を助ける無線周波認識 (RFID)】

無線周波認識 (RFID / radio frequency identification) は、電磁波を使って物品や人物などの個体識別を自動的に行う技術の総称。管理したい対象にトランスポンダーと呼ばれる装置を装着し、そこに保存されたデータを、リーダー / ライターと呼ばれる装置を使って無線で読み取る / 書き込むことが出来る。トランスポンダーには、ラベル型、筒型、コイン型、カード型、箱型、スティック型などの形状があり、様々な用途に使われる。

RFID そのものは新しい技術ではなく、第二次世界大戦中にも軍事目的で利用されていたが、現在普及しつつある高度な RFID 技術は、1990年代後半以降にリーダー / ライターのアンテナから放射される電磁・電波で誘電作動させることにより、電池無しで機能する IC チップを搭載したトランスポンダー (IC タグ) が登場したことを受けて、応用できる用途が大幅に拡大し、注目されている。トランスポンダーに IC チップを搭載させることにより、非接触での個人認証、商品の判別、位置確認から電子決済、電子マネーに至るまで幅広い応用が可能となり、様々なビジネス分野で効率化が期待されるようになった。



【米国の RFID 事情 / ウォルマートやマイクロソフトの RFID 活用】

米国で RFID を用いた商品管理システムの導入に率先して着手したのはウォルマートである。ウォルマートは 2004 年から RFID をベースとした流通システムを一部の物流センターと店舗で導入し、主要サプライヤー100 社に対して 2005 年 1 月までに商品の梱包ケースや流通するパレットの全てに RF タグを取り付けるよう義務付けた。

ウォルマートの RFID 戦略の狙いは、供給業者、配送センター、各店舗の流通・商品補充システムを自動化・効率化することにより、コストと在庫切れ率を大幅に削減することにある。当初の目標では 2006 年末までに 137 の物流センターのうち、少なくとも 12 の拠点で梱包ケースとパレットの全てに RF タグを装着することを目指していた。最終的には RFID 対応義務付けに多くのサプライヤーが反発したことから、この目標は達成出来なかったが、現在では物流センターよりも店舗ごとの RFID 対応に焦点を置いて着実に RFID 導入を進めている。RFID 対応している店舗は昨年春の時点で米国内約 4,000 店のうち 1,000 店以上、サプライヤーの数は 600 社以上であるといわれる。

小売業は商品管理において、主にバーコードを使用している。しかしバーコードはバーコード・リーダーの位置に品物を動かさスキャンしないと情報が読み取れない。だが RFID だと離れた位置から、広範囲にしかも同時に複数のタグを読み取れる、情報の書き込みが可能、目で見えなくても読み取れる、などといった利点がある。ウォルマートは販売管理費の売上げに占める割合が約 16%と、競合他社（平均約 25%）に比べて著しく低いといわれ、今後も流通コストの削減によって低価格の商品を提供し、競争力を維持する狙いである。

その他に、消費者の買い物志向を把握するために RFID を利用しようとする動きがある。マイクロソフトは 2006 年、小売業者が発行するポイントカードに RF タグを装着することを提案した。これにより、顧客が来店すると同時に、店舗入口でカード情報を無線で読み取り、小売業者は顧客の買い物志向を考慮した、最適なサービスや価格を提供することが可能となるという。

また同社は今年 1 月、同様のコンセプトに基づいて、スーパーマーケット内のショッピングカートに RF タグを装着し、顧客の買い物履歴やショッピングカートがどの陳列棚のそばを通るかによって、顧客の買い物志向に見合った売り込みができるような仕組みを提案しており、これは今年にも特定スーパーとの提携を通じて実現される見通しである。

【懸念されるプライバシー侵害】

上述のように、RFID の普及によって様々なビジネス分野でデータ処理の効率化が期待される一方で、RFID は所持者の知らない間にデータを読み取ることを可能とするため、プライバシーの侵害が懸念されている。例えば、上述のマイクロソフトが提案したような RF タグつきポイントカードやショッピングカートは、消費者の買い物履歴の詳細を明らかにし、業者側がそれをトラッキングすることを可能とする。これによって個人情報が増用される恐れがあり、プライバシー保護団体はプライバシー侵害が生じるとして警告を発している。マイクロ



ソフトはこの点について、「買い物履歴のデータは匿名で行われ、個人を特定するような情報は外部に漏洩されない」として、その安全性を強調している。

RFID 技術の使用によるプライバシー侵害は、以前より日本でも懸念されている問題である。日本ではその対策として、総務省と経済産業省が 2004 年 6 月に「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」を発表している。また欧州では 2005 年 2 月に同様の企業・当局向けガイドラインが発表されたが、今年にも新たなガイドラインを制定する予定である。

【州レベルでの規制強化の動き】

一方、米国では国立標準技術局（NIST）が 2007 年 4 月に RFID に関するプライバシー保護ガイドラインを出している¹。しかし最近、RFID 利用に際したプライバシー侵害に対する懸念が高まっていることを背景に、州政府レベルでは NIST ガイドラインをさらに強化し、プライバシー侵害の防止に向けて RFID を使用する企業の義務や、違法行為に対する罰則を定めて RFID の使用を規制しようとする動きが進みつつある。

例えば、RF タグがついている商品を販売する際には消費者にそれを通知することを小売業者に義務付ける法案が New York 州（法案 A.B.222）、New Hampshire 州（法案 H.B.686）、New Jersey 州（法案 A.S.1760）、Pennsylvania 州（法案 H.B.993）、Massachusetts 州（法案 S.B.159）を始めとする州議会で提出・審議されている。

特に RFID 関連のプライバシー保護規制に向けて、精力的に取り組んでいるのは Washington 州である。同州議会では、小売業者が発行するポイントカードなどから所持者の承諾なく個人情報を読み出す「スキミング」行為を重罪とみなし、違反者に最長 5 年の禁固、最大 1 万ドルの罰金を課すことを定めた法案（H.B.1031）が可決され、知事の署名を受けて 3 月末に成立した。同法は州レベルで成立した RFID 関連プライバシー保護法としては全米で初めてである。当初の法案は RF タグがついている商品やポイントカードを提供する際に、消費者に RF タグがついていることを通知することを義務付けるなど厳しい項目を含んだもので、「消費者のプライバシー権利章典」とも言われていたが、最終的にビジネス界の強い反対を受けて、幾分緩和された内容となった。

また California 州議会も同様の反スキミング法案（S.B.31）や RF タグ装着カード発行の際の消費者通知を義務付ける法案（S.B. 388）を検討しており、このような動きは今後他州へも広がることが予想される。

【将来に向けて羽ばたく RFID 技術とプライバシー保護のチャレンジ】

州政府レベルで RFID 使用におけるプライバシー保護に向けての規制強化の動きが広まりつつある一方で、連邦議会においては本件はまだそれほど注目を集めていない。しかし RF タグのコストは近年大幅に下落し、RFID 技術はすでに熟成段階にあるといわれる中、米国のビジネスは RFID の導入に本腰を入れ始めている。特にハイテク業界は、RFID 技術を用いたビ

¹ National Institute of Standards and Technology, *Guidelines for Securing Radio Frequency Identification (RFID) Systems*, April 2007. http://csrc.nist.gov/publications/nistpubs/800-98/SP800-98_RFID-2007.pdf
Washington D.C. Representative Office



ビジネスが将来的に大きく成長する可能性があると見ており、そうなる個人プライバシーを十分に保護し、且つビジネス・イノベーションを促進する、バランスの取れた規制が必要となる。現在はそのような規制構築の初期段階にあるといえるが、今後 RFID の普及が進めば、連邦議会も規制強化に向けて動き出す可能性がある。

ウォルマート、UPS、FedEx など米国の小売やネットワーク活用型産業での IT の本格的かつ徹底的な利用は有名になって久しい。日本でも非接触型のカードに、交通機関利用、電子マネー、預金通帳機能から医療情報に至るまで、多機能を持たせて生活を便利にしようとの動きは実用段階を迎えている。これに対して、プライバシー保護などの視点からの行政や立法側の規制は、先端技術が現れてからの後追いになりがちで、不十分になるか、逆に行き過ぎて産業の競争力を損なうなど、混乱しがちである。

上述のように米国では連邦より先に州議会でプライバシー保護法案が提出されてきた。先端技術導入に貪欲な一方、「国家や企業など誰かが、個人の行動を監視する」仕組みへの警戒感が強いのは、いかにも米国らしい。個人情報もさることながら、無線技術が悪用されれば、企業、官庁や国家の情報が盗み見られるという、安全保障上の問題にもなりかねない。日本の対応は果たして十分であろうか。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。